

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁  
地域機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三級の項中「        」を「        」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。